

## 鳥取県告示第91号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年4月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

1 申請のあった年月日

平成22年2月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チェンジ米子

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山川 智帆

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市皆生温泉一丁目5-18

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、米子市内の遊休地を有効活用できるしくみづくりについて調査・研究および相談・支援することを通じて、財源が少しでも増加するような案を提言し、地域の付加価値を高めるよう努めるものとする。また、「共に学び、共に支えあう」をモットーとし、この活動を通じて市民全体の少子化対策、教育、福祉の増進に寄与することを目的とする。